

令和8年度  
とくしま農山漁村（ふるさと）応援し隊事業  
協働活動調整等業務仕様書

1 目的

協働活動実施に係るふるさと団体と農山漁村（ふるさと）協働パートナー（以下「協働パートナー」という。）の調整及び当日の進行を行い、協働活動を円滑に実施するとともに、ふるさと団体と協働パートナーが集まる交流会の開催や当事業の広報により、ふるさと団体と協働パートナーとの交流の活性化や協働活動への参加促進を図る。

※「ふるさと団体」とは

農山漁村地域において、農作業や地域の活性化活動への応援を求める団体。

※「農山漁村（ふるさと）協働パートナー」とは

県と協定を結んだ、または県に登録された、社会貢献に前向きな企業・大学・NPO法人等。

2 委託予定期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

3 委託する業務の内容

(1) 協働活動の調整

今年度、協働活動を予定しているふるさと団体（別紙1）について、活動予定日の1か月前を目処に、ふるさと団体へ以下の内容を確認し（様式第1号）、協働パートナーへ募集メールを送付する。活動日の1週間前程度に募集を締め切り、ふるさと団体、農山漁村振興課へ参加団体、参加人数等を連絡する。募集期間中は随時、協働パートナーへ申込状況を発信する。協働活動が中止となる場合は、参加団体へ連絡する（様式第2号）。

ア 協働活動日時

イ 集合場所、活動場所

ウ 作業内容

エ 希望応援人数

オ 参加者の準備物

カ 雨天中止の判断時期

キ 昼食の有無

ク ふるさと団体の当日連絡先

ケ 県が準備するボランティア保険の利用の有無

コ 活動場所までのアクセス

サ 活動内容の精査と調整

ふるさと団体からの応援依頼内容が、単なる人手の確保（例：交通整理、駐車場誘導等）を目的としたものではなく、交流を目的とした内容であることを確認し、必要に応じて内容の変更を促すこと。

シ 日程の分散と平準化

特定の時期（特に10月から11月の繁忙期）に複数のふるさと団体による活動の重複、単独のふるさと団体による連日の活動要望などに対し、円滑な運営に支障をきたさないよ

う日程の分散、調整を行うこと。

#### ス 作業の安全性の確保

7月～9月の野外での作業については、募集前に熱中症対策の有無を確認し、必要に応じて、熱中症対策資料の提供、作業内容・時間の変更、休憩の頻度の変更等の提案を行うこと。熱中症対策に限らず、作業の安全性が確保されていないと感じた場合は、募集前に農山漁村振興課と協議を行うこと。

### (2) 協働活動にかかる当日の進行及び実績記録業務

#### ア 協働活動当日の進行及び実績記録（計30回）

- ・協働活動に必要な道具を運搬すること。
- ・ふるさと団体と作業時間、作業手順等の打合せをすること。
- ・協働パートナーの出席者の確認をとること。
- ・協働活動の始めと終わりの挨拶時に司会進行を行うこと。
- ・協働パートナー及び地元参加人数、協働パートナー及びふるさと団体の感想、活動内容を記録すること。また、活動の様子を撮影すること。
- ・刈払機（草刈機）の使用を伴う活動においては、講習会を受講していないパートナーが機器を使用しないように呼びかけること。

#### イ ホームページ掲載用の原稿作成

協働活動当日の様子をまとめ、ホームページ掲載用の原稿を作成すること。（文章500字程度。写真5枚程度。1枚は、横断幕を持った集合写真。1枚は、交流を行う様子の写真とすること。何を行っている写真か分かるようにファイル名を変更すること。）作成した原稿は、活動当日から1週間以内に農山漁村振興課へ提出すること。

### (3) 協働活動時のボランティア保険の加入業務

協働活動への協働パートナーの参加者に対し、ボランティア保険の加入手続を行う。保険料は、上限400人に係る費用を見込んでいる。ボランティア保険の補償内容は、全国社会福祉協議会の「ボランティア活動保険」の「天災・地震補償プラン」と同程度のものとする。

### (4) 協働活動時の交通手配の試行

協働パートナーが協働活動により参加しやすい体制を構築するため、タクシー、貸し切りバス、レンタカー等の交通手段の手配を試行し、改善点の抽出を行う。

#### ア 試行の周知及び交通手配

- ・協働活動の調整時に、協働パートナー及びふるさと団体へ交通手配の試行について周知すること。
- ・協働パートナー、またはふるさと団体から事前に要望があった場合は、交通手配が必要な協働活動、日時、理由、乗車予定人数等を聞き取ること。
- ・交通手段（バス、タクシー等）の手配及び支払いについては、事務手続きの透明性を確保し、再委託とみなされないよう、直接、運行事業者と契約及び支払いを行い、証拠書類を適切に管理すること

- ・聞き取り後、県と協議し、適当と認められた場合は、下記（a）及び（c）を実施することを想定している。

(a) 乗車予定人数が10名以上である場合

- ・回数はバス借り上げ3回程度とする。  
（美馬市行き、美波町行き、つるぎ町行きを想定）

(b) 参加者が学生等交通弱者を含む教育機関である場合

- ・学生を1名以上含む教育機関からの参加について交通手段を手配する。
- ・公共交通機関が利用可能な地域において手配を希望する場合は、利用できない具体的な理由（運行時間と活動時間の著しい乖離等）を聞き取ること。
- ・回数はタクシーまたはジャンボタクシー借り上げ6回程度とする。  
（吉野川市行き、つるぎ町行き、上勝町行きで各2回の手配を想定）
- ・乗車人数が10名以上の場合は上記（a）に含めるものとする。

(c) 県外参加者が徳島阿波おどり空港発着の航空機を活用し、かつ、県内において宿泊を伴う場合

- ・協働活動参加に必要な日（以下、対象日）分の自動車のレンタルに係る基本料金のみを負担する。
- ・レンタカーの車種は、同乗者の人数を考慮した上で必要最低限のものとする。
- ・対象日の範囲は協働活動実施日（以下、実施日）及びその前後1日の移動日までとし、実施日前の移動日（以下、前日）及び実施日においては、その日の夜に県内泊した場合、実施日後の移動日（以下、後日）については、前夜に県内泊し、かつ空港を出発した場合に対象日とする。
- ・原則、レンタカー同乗者全員が協働活動に参加することとするが、やむを得ない理由で、協働活動に参加できなかった、または活動自体が実施されなかったことが確認できれば、その実施予定日及び前後の移動日も対象日とする。その場合、レンタカーのキャンセル料における対象日の基本料金部分も対象経費として認める。
- ・当該レンタカーが関係した事故、トラブルについては、運転者がレンタカー業者のマニュアルに沿って対応することとし、県及び受託者は一切の責任を負わない旨を周知すること。
- ・4回の手配を想定しており、徳島阿波おどり空港の発着利用、レンタカーの領収書、宿泊施設の領収書、同乗者全員の協働活動参加を確認し、要件を満たしていることを確認し、対象経費を精算すること。  
（つるぎ町行きで4回、各回1台を想定）

イ 改善点の抽出

- ・交通手配の試行後、利用実績、手配に係る改善点をとりまとめた報告書（任意様式）を作成し、完了報告時に農山漁村振興課へ提出すること。
- ・報告書には、「公共交通機関の利用を促した際のパートナーの反応」や「実際に公共交

通機関を利用して参加した団体の感想・課題」を盛り込み、次年度以降の持続可能な移  
動手段のあり方について考察を含めること。

#### (5) 交流会の開催

協働活動の活性化及び農山漁村地域が抱える課題解決を図るため、ふるさと団体と協働パ  
ートナーが参加する交流会を1回開催する。時期、場所及び内容は農山漁村振興課担当者と  
打合せの上、決定する。開催にあたっては、以下の業務を行うこと。

##### ア 事務局機能

- ・交流会参加者のとりまとめを行うこと。
- ・ふるさと団体や協働パートナーと連絡調整を行うこと。
- ・交流会の会場や機材等を手配すること。
- ・交流会当日の司会進行、運営を行うこと。
- ・場所は、徳島グランヴィリオホテルホール分割1室とする。

##### イ 企画立案

- ・協働活動への参加者を増やすことを目的として、農山漁村の魅力を伝え、ふるさと団体  
と協働パートナーの積極的な交流を促す企画を立案すること。

#### (6) 協働活動に関する情報発信

##### ア ふるさと団体への取材

- ・5つのふるさと団体取材し、ふるさと団体の紹介やその主な協働活動に関する記事を  
作成
- ・農山漁村の魅力をPRし、協働活動への参加を促す記事を作成すること。
- ・取材するふるさと団体は、農山漁村振興課担当者と打ち合わせの上、決定すること。

##### イ 情報発信

- ・作成した記事を①タウン誌へ掲載（月1見開き2ページ、5ヶ月掲載）、②徳島県農山  
漁村振興課のSNSアカウントへ記事毎に投稿すること。
- ・記事を掲載したタウン誌を1部納品すること。

##### ウ パンフレットの作成

- ・アにて作成した記事を再編集及び事業説明等を追加し、事業啓発用小冊子を作成。
- ・冊子200部（カラー、12ページ（表裏紙含む））及びPDFデータで納品すること。

##### エ 新規協働パートナーの募集

- ・新規協働パートナーの募集記事を作成し、徳島新聞半5段に掲載すること。
- ・事業に興味のありそうな団体、5団体程度に声かけを行うこと。

##### オ 啓発動画の作成・発信

- ・1回の協働活動について、その様子、応援を求めたふるさと団体の代表者コメント、  
応援に参加した協働パートナー参加者のコメントを撮影、編集し、youtubeおよび  
デジタルサイレージで流すことを想定した事業PR動画（3分程度）とその予告編（1  
5～30秒程度）、それぞれのサムネイルを作成し、併せてデータで納品すること。
- ・撮影する協働活動は、農山漁村振興課担当者と打ち合わせの上、決定すること。

(7) 進行業務の調整

進行業務の実施について、月1回程度(計8回)農山漁村振興課担当者と打合せを行うこと。

4 委託業務実施に当たっての留意事項

詳細は、委託契約に定めるものとする。

- (1) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ徳島県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講ずるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として徳島県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (5) 委託事業終了後に委託契約額を確定した結果、受託者に本業務により発生した収入がある時で、得られた収入から委託契約額を上回る事業費を差し引いてもなお受託者に収入がある場合、当該収入は徳島県に返還するものとする。
- (6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (8) 徳島県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく徳島県と協議を行うものとする。